



2025年7月10日

各 位

本社所在地 東京都港区赤坂八丁目4番14号
会社名 ブロードメディア株式会社
(コード:4347 スタンダード市場)
代表者 代表取締役社長 橋本太郎
問合せ先 取締役 押尾英明
経営管理本部長
電話番号 03-6439-3983

当社子会社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年7月10日付の取締役会において、当社子会社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年8月8日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 2,500株
(3) 処分価額	1株につき 1,917円
(4) 処分価額の総額	4,792,500円
(5) 処分予定先及び処分株式の数	当社子会社取締役 5名 2,500株 (当社子会社取締役を兼務する当社取締役を除く)

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日の取締役会において、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として当社子会社の取締役5名（以下「対象子会社取締役」といいます）に対して譲渡制限付株式を付与することとし、対象子会社取締役に対して金銭報酬債権合計4,792,500円を支給し、それを現物出資させて、譲渡制限付株式として、当社の普通株式2,500株を処分することを決議いたしました。

< 譲渡制限付株式割当契約の概要 >

本自己株式処分に伴い、当社と対象子会社取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象子会社取締役は、2025年8月8日（処分期日）から当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象子会社取締役が、処分期日の直前の当社子会社の定時株主総会の日から翌々年に開催される当社子会社の定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という）の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象子会社取締役が本役務提供期間において、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職した場合、当該退任又は退職した日の翌日において、本役務提供期間開始日を含む月の翌月から当該退任日を含む月までの月数を24で除した数に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象子会社取締役が大和証券株式会社へ開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき処分予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年7月9日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,917円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象子会社取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上